

平成22年7月9日
国家公務員倫理審査会

「指定職以上の職員に係る贈与等報告書（平成21年度分）及び本省審議官級以上の職員に係る株取引等、所得等報告書（平成21年分）の提出状況等について」

1. 贈与等報告書について

平成21年度分の贈与等報告書は、各四半期ごとに本省課長補佐級以上の職員から各府省等に対して提出され、そのうち、指定職以上の職員の提出した贈与等報告書については、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っている。

贈与等の報告制度の概要

- (1) 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等からの贈与等（1件5千円を超えるもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っている。
- (2) 提出された報告書のうち、1件2万円を超えるものは、閲覧の対象となる。
- (3) 指定職以上の職員の報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付される。

(1) 提出数及びその内訳（別添参照）

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しの送付件数は、3,041件となっており、その内訳は、金銭、物品等の供与関係（以下「贈与関係」という。）が98件（3.2%）、飲食の提供等関係（以下「飲食等関係」という。）1,419件（46.7%）（うち立食パーティー1,145件）、報酬関係1,524件（50.1%）となっている。

これを前年度と比べると、総件数で483件の増（18.9%）となっている。その内訳は、贈与関係が15件の減（-13.3%）、飲食等関係が660件の増（87.0%）、報酬関係が162件の減（-9.6%）となっている。

なお、贈与等報告書を提出した指定職以上の職員は664名であった。

(2) 提出数の多い府省等の状況

100件以上の報告書が提出されたのは、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び国立病院機構の5省1特定独立行政法人であった。

- ① 法務省は、昨年度比110件減の475件で、その内訳は、報酬関係(400件)が大部分を占めており、そのほとんどが著述によるものである。
- ② 外務省は、昨年度比14件減の317件となっている。飲食等関係(232件)の占める割合が大きく、その主な提供者は外国企業・団体及び外国政府・国際機関である。
- ③ 厚生労働省は、昨年度比4件減の472件となっている。報酬関係(426件)が大部分を占めており、その主な内訳は、著述及び講演によるものである。
- ④ 農林水産省は、前年度比18件増の136件となっている。飲食等関係(132件)が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等である。
- ⑤ 国土交通省は、昨年度比582件増の650件でとなっている。飲食等関係(643件。うち立食パーティー636件)が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等である。
- ⑥ 国立病院機構は、前年度比15件増の405件となっている。報酬関係(403件)が大部分を占めており、その主な内訳は、討論・座談会及び講演によるものである。

(3) 審査の概要等

送付された報告書について審査を行った結果、倫理法令に違反する行為を行った疑いがあったものが2件あり、うち1件について懲戒処分が行われた。その他の3,039件については、不適切な贈与や高額過ぎる報酬等を受けたケースは見受けられなかった。各内訳ごとの概要は、次のとおりである。

- ① 贈与関係の主なものは、食料品・アルコール飲料36件、スポーツ・観劇等のチケット20件、書籍15件となっており、その主な贈与者は、外国企業・団体、民間企業及び外国政府・国際機関である。

また、2万円を超えるものが13件あり、このうち最も高額なものは20万円(懸賞論文の副賞)である。

- ② 飲食等関係の主な提供者は、財団・社団法人等1,070件、外国政府・国際機関及び民間企業が各82件並びに外国企業・団体77件となっている。

また、2万円を超えるものが46件あるが、これらは外国政府・国際機関、財団・社団法人等及び民間企業の記念式典の出席或いは企業トップとの意見交換等によるものである。

- ③ 報酬関係の主なものは、著述830件、講演386件及び討論・座談会211件となっている。このうち100万円を超えるものが3件あるが、これ

らは全て著述によるものである。10万円以下のものが1,373件と報酬関係の大半を占めている。

2. 株取引等、所得等報告書について

平成21年分の両報告書は、平成22年3月1日から同月31日までの間に本省審議官級以上の職員から各府省等に対して提出され、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っている。両報告書の提出の状況及び審査の状況は、次のとおりである。

株取引等、所得等の報告制度の概要

(1) 株取引等報告書について

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行ったもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っている。

(2) 所得等報告書について

本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった者）は、所得金額及び贈与税の課税価格に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っている。

(3) 両報告書の写しは、国家公務員倫理審査会へ送付される。

(1) 株取引等報告書の提出数等

各府省等から送付された報告書の写しの件数は、52件と前年より8件の減となっている。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な株式等の贈与や国民の疑惑や不信を招くような取引等は見受けられなかった。

(2) 所得等報告書の提出数等

各府省等から送付された報告書の写しの件数は、1,337件と前年より26件の増となっている。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与や報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものは見受けられなかった。

以上

問合せ先	国家公務員倫理審査会事務局 参事官 藤井 伸章 倫理審査官 野寄富士男 電話(03)3581-5311(内線2820) (03)3581-5344(直通)
------	--

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数(平成21年度)

区分 府省等名	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報酬		合計	
		うち2万円超		うち2万円超	うち立食パーティー		うち2万円超		うち2万円超
会計検査院			12	0	12			12	0
人事院	1	1	1	0	0	13	0	15	1
内閣官房			2	0	0			2	0
内閣法制局			1	0	0	8	8	9	8
内閣府	2	0	10	2	2	37	32	49	34
宮内庁						1	0	1	0
公正取引委員会	4	0				6	5	10	5
国家公安委員会	3	1	3	0	3	28	18	34	19
警察庁	4	2	12	0	11	45	34	61	36
金融庁	2	1	25	0	24			27	1
消費者庁			1	0	1	1	1	2	1
総務省			6	0	4	39	14	45	14
消防庁						11	9	11	9
法務省	21	2	54	3	35	400	209	475	214
公安調査庁						5	3	5	3
外務省	48	5	232	9	37	37	27	317	41
財務省	4	1	18	0	12			22	1
国税庁			8	0	8			8	0
文部科学省	2	0	43	5	37	19	15	64	20
文化庁	1	0				4	4	5	4
厚生労働省	1	0	45	1	40	426	240	472	241
中央労働委員会			1	0	1			1	0
農林水産省	1	0	132	1	130	3	1	136	2
林野庁			27	0	27			27	0
水産庁			18	0	18			18	0
経済産業省			39	1	26			39	1
特許庁			1	1	0	5	4	6	5
中小企業庁			1	0	0			1	0
国土交通省	1	0	643	19	636	6	3	650	22
観光庁			8	0	7			8	0
気象庁			5	0	5	1	1	6	1
運輸安全委員会			3	0	3			3	0
海上保安庁			63	4	61	2	0	65	4
環境省	3	0	3	0	3	24	23	30	23
小計	98	13	1,417	46	1,143	1,121	651	2,636	710
(独法)国立病院機構			2	0	2	403	346	405	346
合計	98	13	1,419	46	1,145	1,524	997	3,041	1,056

(注) 1. 報酬とは、原稿料、講演料等である。
2. 報告書の提出のない府省等は省略した。